	青森県のうち八戸市	青森県のうち黒石市	青森県のうち五所川原市	青森県のうち十和田市	青森県のうち三沢市
	同時に給油することができる自動車の数が六以上	同時に給油することができる自動車の数が六以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十八キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六・三二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上

	青森県のうちむつ市	青森県のうちつがる市	青森県のうち東津軽郡のうち今別町	青森県のうち西津軽郡のうち鰺ヶ沢町	青森県のうち西津軽郡のうち深浦町
	同時に給油することができる自動車の数が六以上	同時に給油することができる自動車の数が八以上	同時に給油することができる自動車の数が二以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十二キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六十キロリットル以上 五　容量三十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・八キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること